

衛研発第 0305001 号
令和 7 年 3 月 5 日

各関係機関の長 殿

国立医薬品食品衛生研究所長
(公 印 省 略)

安全情報部第四室長の公募について

謹啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、当所安全情報部第四室長を公募することになりました。つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮とは存じますが、貴機関関係者に周知くださるようお願い申し上げます。

謹白

記

1. 職名

安全情報部第四室長 (厚生労働技官・研究職)

2. 業務内容

安全情報部においては、我が国における食品安全のレギュラトリーサイエンスのドライ研究を担当する研究部として、食品の安全性を総合的に予測及び評価するための情報解析に関する調査・研究、微生物及び化学物質に関連した食品の安全性に関する情報の調査・研究を行っている。そのほか、当所の図書室の運営・情報提供サービスを行っている。

今回募集する室長は、新たに令和7年4月より設置される第四室の室長として、同室の所掌となる、いわゆる健康食品による健康被害事例に関わる調査・研究等、新開発食品の安全性に関する情報の調査・研究業務を遂行し、室員を指導、統括するとともに、厚生労働省等と連携して関係分野における行政支援活動に従事する予定である。

3. 応募資格

- (1) 薬学、農学、獣医学、医学、生命科学又はそれら関連の研究領域において博士の学位を取得後、概ね8年以上の研究経験を有していること、又は、修士の学位を取得して10年以上の調査・研究等の経験があり、博士号取得者と同等の業務経験・実績を有すること
- (2) 食品又は医薬品の安全性に関する幅広い知識と研究経験、並びに十分な実績を有す

ること

- (3) 臨床薬学、社会医学、医療情報学、食品衛生学、天然物化学、中毒学又は毒性学に関する十分な研究経験と実績を有することが望ましい
- (4) 室員を組織・統括し、試験・研究を指導・掌握するとともに、所内外の研究者と協力して必要な研究業務を主導的かつ円滑に推進する、意欲や管理能力と協調性を有すること
- (5) 厚生労働省所管の国立研究機関における試験・研究業務の意義と責務を理解し、必要な行政支援活動に対して積極的に取り組む意欲を有すること
- (6) 外国人との専門分野の打ち合わせや、討論を行うに十分な英語力を有すること

※下記【備考】(1)～(3)に記載の国家公務員法第38条に規定する要件等に該当する者は応募できません。

4. 提出書類

- (1) 履歴書（様式は <https://www.nihs.go.jp/oshirasejoho/kobo.html> に掲載されている様式、又は市販の横書き履歴書用紙、あるいはそれに準ずる様式のものに、高等学校卒業以降の学歴、職歴、所属学会、教育歴、公的委員会、賞罰、免許・資格を記入し、写真（6か月以内に撮影）を添付すること）
- (2) 現在までの研究概要（A4用紙3ページ、カラー可）
- (3) 研究業績目録（原著論文、総説・解説、単行本、国際学会発表、招待講演、知的財産、受賞歴等）および主要論文別刷（5報以内、総説・解説可）
- (4) 将来への抱負（陳述書）（A4用紙2ページ）
- (5) 学位記（写し）、あるいは学位を証明するもの
- (6) 現在までの競争的研究費の獲得状況
- (7) 推薦状（複数可）
- (8) 着任時期について希望がある場合は、その旨を記載した書類
- (9) 障害をお持ちの方で、職場内での配慮を希望する場合は、その旨を記載した書類

※各書類が複数枚になる場合にはクリップ止めにする（ステープラは使用しない）。

※(2)～(4)、(6)～(9)は様式自由。

※応募書類は返却しません。

5. 応募締切日

応募締切日 令和7年6月13日（金）13時（必着・締切厳守）

6. 選考採用試験

- (1) 書類選考 令和7年6月中旬（予定）

※応募時に提出いただいた履歴書等（「4. 提出書類」参照）により選考いたします。

(2) 面接試験 令和7年7月上旬（予定）

※面接には、15分程度のプレゼンテーションを含む。

※面接の実施場所は、国立医薬品食品衛生研究所

7. 採用予定年月日

令和7年9月1日（予定）（事情により応相談）

※着任時期について希望がある場合は、4. 提出書類（8）の書類を提出すること。

8. 処遇

- (1) 給与は、「一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）」等に基づき、学歴・経歴等を勘案して決定します。
- (2) 1週間当たりの勤務時間は38時間45分（週休2日制）です。
- (3) 年20日の年次休暇（採用の年は、採用の時期により20日より少ない日数となります。）のほか、特別休暇（夏季・結婚・忌引・ボランティア等）、病気休暇の制度が整備されています。

9. 書類提出先

〒210-9501 神奈川県川崎市川崎区殿町3-25-26

国立医薬品食品衛生研究所長

※応募書類の封筒には「安全情報部第四室長応募書類在中」と朱書きの上、書留にて郵送又は総務部総務課人事係に持参すること。

10. 本件問い合わせ先

国立医薬品食品衛生研究所 総務部総務課人事係長 友部 克也

電話：044-270-6600 内線1103

E-mail：katsuya-tomobe@nihs.go.jp

【備考】

- (1) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (2) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

(3) 採用予定時期までに国家公務員法第81条の6に定める定年に達する者（令和7年度における定年年齢は62歳）